平成２１年（フ）第７２８号
千葉県松戸市新松戸１丁目27番地の１池田ハイツ201号
債務者　露崎　俊男
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４４号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺７丁目８番77―408号
債務者　鹿野　義幸
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６１号
千葉県松戸市新松戸３丁目22番地ハイホーム鈴木Ｂ―102号
債務者　雑賀夫佐子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１６４号
山口県岩国市南岩国町２丁目11番３―404号、住民票上の住所山口県岩国市美川町南桑2339番地２
債務者　半田あゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２９号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の11夢野団地１―320号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台東町８丁目５番２―905号
債務者　上月　貴美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３号
神戸市中央区神若通６丁目１番６―205号
債務者　合田　智幸
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２号
神戸市長田区重池町１丁目５番６号コート上沢210号、従前の住所鹿児島県大島郡徳之島町亀津3245番地１
債務者　當　　安富
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５号
青森市岡造道１丁目３番５号　アーバンホームズ岡造道206号
債務者　石郷岡　修
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３９０号
名古屋市千種区松軒２丁目１番15号　シティピア宝501号
債務者　ヤマキこと　塚田　公章
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６６８号
岐阜県可児市柿田108番地１　ルミナス・ハイツ201
債務者　深川　勝三
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘５棟214号
債務者　西澤　秀美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８３号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南３丁目１番18号
債務者　巽　　久治
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７３５号
奈良市瓦堂町22番地の１　サンコーポ瓦堂0207号
債務者　黒木　貴光
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８２４号
奈良市大宮町３丁目２番50号　白樺ハイツ大宮三505号
債務者　久保西昭之
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８４１号
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地22―503
債務者　森田ゆかり
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８４８号
奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目24番20号203号室
債務者　大南　裕幸
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１号
奈良県生駒市俵口町406番地１
債務者　松田　優花
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
奈良地方裁判所